【社会医療法人博愛会 相良病院 治験に係る標準業務手順書 補遺】 【社会医療法人博愛会 相良病院 治験審査委員会業務手順書 補遺】

1. 目的

本補遺は、「治験の依頼等に係る統一書式」の一部改正について(医政研発 1130 第 1 号、薬生薬審発 1130 第 5 号、薬生機審発 1130 第 1 号/令和 4 年 11 月 30 日)」及び、その他治験関連文書に関する通知等に 従い、治験関連手続き書類への押印を省略する際の手順を定める。

2. 条件

押印省略は治験依頼者との合意を前提とする。

3. 適応範囲

省略可能な押印は、第1項の通知で規定された書類における、「治験審査委員長」「実施医療機関の長」 「治験責任医師」の印象とする。

4. 責任を役割

治験審査委員長、実施医療機関の長並びに治験責任医師は、各々の責務で作成すべき書類の作成責任を負う。なお、「社会医療法人博愛会 相良病院 治験に係る標準業務手順書(社会医療法人博愛会 相良病院 治験審査委員会業務手順書含む)」又は 「治験分担医師・治験協力者リスト」にて、書類の作成及び授受 等の事務的作業の支援を規定している場合は、規定の範囲において当該担当者に業務を代行させることが できるが、最終責任は各書類の作成責任者が負うこととする。

<治験審査委員長が受領又は作成する書類>

該当書類:書式4、5、18

役割
・治験審査委員長が作成する書類に関し、指示を決定する
・治験審査依頼書を受領し保管する。
・治験審査委員長の指示に基づき、IRB の審査結果、議事録等を確認のうえ
「治験審査結果通知書」を作成する。
・治験審査委員長の指示に基づき、「治験審査結果通知書」を交付する。
・指示の記録を残す。

<実施医療機関の長が受領又は作成する書類>

該当書類:書式2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、参考書式1

担当者	役割
実施医療機関の長	・実施医療機関の長が作成する書類に関し、指示を決定する。
業務支援者	・治験依頼者、責任医師又は IRB 委員長から提出された書類を受領し保管する。

・医療機関の長の指示に基づき、対応する書類を作成する。
・指示の記録を残す。
・医療機関の長の指示に基づき、該当する書類を送付する。

<治験責任医師が受領又は作成する書類>

該当書類:書式1、2、5、6、8、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、参考書式1

担当者	役割
治験責任医師	・治験責任医師が作成する書類に関し、指示を決定する
業務支援者	・治験依頼者、医療機関の長から提出された書類を受領し保管する。
	・治験責任医師の指示に基づき、対応する書類を作成する。
	・指示の記録を残す。
	・責任医師の指示に基づき、該当する書類を送付する。
	・書式 8、12、13、14、15、19、20 に関し、治験依頼者との交信記録を保管する。

5. 記録の作成

第4項に従い作成責任者以外が事務的作業を代行する際は、作成責任者への確認依頼日や承認日又は指示 事項等を残すなど、作成責任者の指示であることが検証可能なような措置を講じる。

なお、メールにて指示された場合、当該メールを保存することで記録に充てることができる。また、作成 責任者の指示により治験依頼者に書類を提出する場合、宛先に作成責任者を含め当該メールを保存するこ とで記録に充てることができる。

6. 記録の作成が不要な場合

作成責任者が直接手書きした書類及び押印、署名等で作成者が検証可能な場合、第 5 項の対応は不要とする。

7. 書類の作成日

各種書類の確認と最終承認は当該書類の作成責任者とし、当該責任者が最終承認した日を書類の作成日と する。

8. 治験依頼者との電磁媒体での授受について

作成責任者は承認もしくは確認を行った以降、受診側での改変ができないよう予防措置(書き込みパスワードの設定、改変困難な画像形式のファイルへの変換等)を講じる又は作成責任者監督の下、当該業務支援を許可した者に予防措置を実施させる。送付は改変予防措置実施以降とし、作成責任者以外(当該業務支援を許可した者)でも可とする。当該ファイルを送信する際には、ファイルの取り違い、送信先間違い等がないことを確認のうえ送信する。

9. 電磁媒体での記録保存について

電磁媒体へ記録を保存する場合、必要な期間中、見読性、保存性が担保される形式として、PDF形式で保存するとともに、定期的なバックアップを実施する。必要な期間にわたって電磁的記録での保存が困難な場合は、印刷のうえ保存する。

以上